

入会基準に関する規程

(平成 30 年 6 月 12 日制定)

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人電子決済等代行業者協会(以下「本協会」という。)定款第 9 条の規定に関し、本協会への入会基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(入会手続)

第 2 条 本協会に入会しようとする者は、本協会が定める入会申込書に本協会が定める添付書類を添えて、入会を申し込むものとする。

(入会審査)

第 3 条 次に掲げる会員の種別に応じ、理事会において入会の可否を審査し決定する。

(1) 第一種会員として入会を申し込む者

- イ 銀行法に定める電子決済等代行業者（内閣総理大臣による登録を受けた者）
- ロ みなし電子決済等代行業者（銀行法等の一部を改正する法律（平成 29 年 3 月 3 日提出、平成 29 年 5 月 26 日成立）附則第 2 条第 1 項に定めるもの）

(2) 第二種会員として入会を申し込む者

銀行法に定める電子決済等代行業者としての登録申請を行うことを意図する者（登録申請を行いその登録手続を完了しない者を含む）

(3) 金融機関会員として入会を申し込む者

金融庁の定める預金取扱等金融機関に該当する者

(4) 賛助会員として入会を申し込む者

本協会の目的に賛同し、特に財政的支援を行う者

(5) 特別会員として入会を申し込む者

官公庁、公益性を有する団体、もしくは業界団体等

(入会の拒否)

第 4 条 本協会は、本協会に会員として入会の申込を行った者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その入会を拒否することができる。

- (1) 法若しくは法に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は本協会の定款その他の規則に違反し、法に基づく登録の取消し、廃止の命令又は本協会から除名の処分を受けたことがあるもの
- (2) 入会申込書又は入会申込書に添付した書類に虚偽の記載があり、又は重要な事項について記載が欠けているもの
- (3) 刑事事件(微罪を除く。)の被疑者として逮捕され、又は被告人として訴追されているもの
- (4) 納税に関し、犯則事件として調査を受け告発されているもの
- (5) 業務上遵守すべき法令等に違反しており、又は関係行政庁の処分に従っていないもの
- (6) 銀行取引停止等の処分を受けて取引上の信用を失っているもの
- (7) 銀行法第 52 条の 61 の 5 第 1 項各号（同条第 1 項第 1 号ロを除く。）に該当するもの
- (8) 役員又は使用人のうちに、その経歴や、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 33 号)第 2 条第 2 項に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員との関係、およびその他の事情に照らして、業務の運営に不適切な資質を有す

る者があることにより、電子決済等代行業の信用を失墜させるおそれがあると認められるもの

(9)本協会の規則及び自主規制に服することができないもの

(10)当協会との信頼関係を破壊する行為又は電子決済等代行業に対する信用を失墜させる行為を行ったもの若しくは行うおそれがあると認められるもの

附 則

この規程は、理事会決議の日(平成30年6月12日)から施行する。

令和4年12月22日 一部改正